

## 香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止を図るために必要な措置の基準等を定めることにより、レジオネラ症の発生を未然に防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定入浴施設 温湯、潮湯又は温泉その他を使用して人を入浴させる施設であつて、次に掲げる施設又は事業所内に設置されるもののうち、公衆浴場法（昭和23年7月12日法律第139号）第1条に規定する公衆浴場以外のものをいう。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童相談所に設置された一時保護施設
  - イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、診療所又は助産所
  - ウ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、福祉ホーム
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者福祉ホーム
  - オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設
  - カ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設又は婦人相談所に設置された一時保護施設
  - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター又は有料老人ホーム
  - ク 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを提供する事業所、施設
- (2) 施設設置者 特定入浴施設が設置されている施設又は事業所の設置主体をいう。

### (構造設備に係る措置の基準)

第3条 施設設置者が、特定入浴施設の構造設備について講じるべき措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、循環水（循環している浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を用いない構造とすること。
- (2) 貯湯槽（原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接流入される温水をいう。以下同じ。）を貯留するための水槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、湯温を60度以上に保つ能力を有する加温装置を備えるなど、槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。
- (3) 回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を回収するための水槽をいう。以下同じ。）を設け

る場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しない構造とすること。ただし、当該回収槽を清掃の容易な構造とし、かつ、清掃の容易な位置に配置する場合であって、回収槽内の湯水のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備えるときは、この限りでない。

- (4) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の空気中に微小な水粒を発生させることとなる装置（以下「気泡発生装置等」という。）を浴槽内に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
- (5) 循環式浴槽（循環水を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）又は原湯の配管は、浴槽水が循環する配管（以下「循環配管」という。）に接続しないこと。
  - イ 循環水のろ過器（浴槽水をろ過する装置をいう。以下同じ。）を設置している施設で、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤の注入口又は投入口を設ける場合には、浴槽水がろ過器に流入する箇所の直前に設けること。
  - ウ 循環水の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。

#### （衛生に係る措置の基準）

第4条 前条に規定するもののほか、施設設置者が特定入浴施設（個人用のものを除く。）について講じなければならない入浴者の衛生に係る措置の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号（アを除く）及び第2号の規定は、循環式浴槽又は貯湯槽が設置されていない特定入浴施設については適用しない。

- (1) 浴用に供する湯水は、第5条に定める水質基準に適合させるとともに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認すること。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。
  - ア 水道水を用いない原水 1年に1回以上
  - イ 連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。）を用いない浴槽水 1年に1回以上
  - ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上
- (2) 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保管するとともに、その結果が水質基準に適合していないときは、直ちにその旨を知事に報告すること。
- (3) 浴槽水の消毒に当たって、塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は頻繁に測定して記録し、通常1ℓにつき0.2～0.4mg程度に保ち、かつ、最大で1ℓにつき1.0mgを超えないように努める等適切に管理を行うこと。

また、温泉水及び井戸水を利用する場合又は塩素消毒以外の方法により消毒を行う場合は、それぞれの場合に応じた適切な維持管理を行うこと。
- (4) 浴槽水は、原則として毎日完全に入れ替えること。これにより難しい場合であっても、浴槽水の汚染状況を勘案して最低でも1週間に1回以上完全に入れ替えること。その際、換水のみでは十分ではなく、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去しない限り、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染を防止できないことに留意すること。
- (5) 貯湯槽を設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 湯温を60度以上に保つなど貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにするこ

と。

イ 貯湯槽に生物膜が生じないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(6) 回収槽の水をやむを得ず浴用に供する場合は、回収槽の清掃及び消毒を1週間に1回以上行い、かつ、浴槽水の消毒の例に準じて回収槽内の湯水の消毒を行うこと。

(7) 気泡発生装置等を浴槽内に設けている場合は、その浴槽水には、連日使用循環水を用いないこと。

(8) 循環式浴槽を設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄をして汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

イ ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃を行うこと。

(9) 消毒設備を設けている場合は、その維持管理を適切に行うこと。

(10) 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように、脱衣室等、入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前には身体を洗うこと等の注意喚起の掲示を行うこと。

(11) 施設設置者は、施設設置者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定め、前各号の措置に関して点検を行わせ、その結果を3年間保管すること。

(水質基準)

第5条 浴用に供する湯水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法により行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものであること。

レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ml中に10cfu未満であること。)
---------	----------------	--------------------------------

(立入検査等)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、施設設置者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に事務所その他の事業場に立ち入り、この要綱で定める措置の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(改善指導等)

第7条 知事は、施設設置者がこの要綱に定める措置の基準に違反していると認めるときは、当該施設設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。